



無人航空機の飛行に係る許可書

cubic-tt 代表 坪佐 利治 殿

平成 30 年 11 月 7 日付けで申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第 132 条ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許 可 事 項： 航空法第 132 条第 1 号

許 可 の 期 間： 平成 30 年 12 月 10 日から平成 31 年 12 月 9 日まで

無 人 航 空 機： DJI 製 Inspire1、Inspire2、Phantom3 Pro、Phantom4 ADVANCED

飛 行 の 経 路： 小豆島、徳島県周辺の添付資料 1 に記載する経路
(関西空港事務所管轄区域に限る)

無人航空機を飛行させる者： 坪佐 利治

条 件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・許可の期間において 3 ヶ月ごと及び許可の期間終了後に、飛行実績を報告すること。
- ・飛行の経路のうち、徳島県周辺の飛行経路については、飛行開始の前日までに決定した飛行日時を関西空港事務所航空管制運航情報官運用室 (072-455-1335) に連絡すること。また、飛行が中止、予定時刻より前に終了した場合、飛行を行わなくなった場合は遅滞なく同連絡先に連絡すること。

平成 30 年 12 月 3 日

関西空港事務所長

河 合 良 則

